

# 社会福祉法人創世福祉事業団

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人創世福祉事業団（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (支給基準及び上限額)

第3条 役員等の報酬支給基準及び上限額は、別表1「役員報酬支給基準及び上限額」とする。

- 2 別表1「役員報酬支給基準及び上限額」は人事院が公表する民間企業における役員報酬(給与)調査を参考に決めるものとする。

### (勤務形態に応じた報酬等の区分)

第4条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

- 2 この法人の常勤役員が職員としての業務を兼務する場合、給与規程に定める給与を支給するものとする。その際、役員報酬と給与の合計額は、別表1「役員報酬支給基準及び上限額」に定める上限額を超えないものとする。

### (報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤役員には、別表1「役員報酬支給基準及び上限額」で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表2「評議員の報酬」に定める額とする。
- 3 各々の常勤理事の報酬は、評議員会の承認を得て決めるものとする。決定した報酬は、別

表3「常勤理事の報酬」に記載するものとする。

4 非常勤役員に対する報酬は、別表4「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、役員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第7条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く)は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、金融機関の直前の営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、会議等に出席の都度支払う。
- 3 旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第8条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第9条 計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月9日より施行する。

附則

この規程は平成30年3月28日(定時評議員会の議決日)から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表 1 (役員報酬支給基準及び上限額)

- ・ 役員報酬の上限額決定においては、人事院が公表する「民間企業における役員報酬(給与)調査」を参考にした。
- ・ 理事長に対する報酬の上限額及び月額報酬額は、同調査における「平成 28 年民間における主な役職の年間報酬額」より従業員数 500 人以上 1000 人未満の企業の「社長」の平均年間報酬 43,708 千円を参考に、これを 12 で割った額(月額)を上回らないものとして決定した。
- ・ 業務執行理事に対する報酬の上限額及び月額報酬額は、同調査における「平成 28 年民間における主な役職の年間報酬額」より従業員数 500 人以上 1000 人未満の企業の「副社長」の平均年間報酬 32,114 千円を参考に、これを 12 で割った額(月額)を上回らないものとして決定した。
- ・ 常勤理事である常務理事及び本部長に対する報酬の上限額及び月額報酬額は、理事としての業務内容及びその責任を考慮して決定した。
- ・ その他の常勤理事に対する報酬の上限額及び月額報酬額は、理事としての業務内容及びその責任を考慮して決定した。
- ・ 常勤理事以外の役員等に対する報酬の上限額及び月額報酬額は、業務内容及びその責任を考慮して決定した。

別表 2 (評議員の報酬)

(単位：円)

	日額
・ 評議員会への出席等、法人・施設業務のための出勤	33,411

別表 3 (常勤理事の報酬)

(単位：円)

		月額
理事長	専任	2,500,000
	兼任	2,176,000
業務執行理事	専任	1,600,000
	兼任	1,300,000
理事 (常務・本部長)	専任	600,000
	兼任	150,000
理事 (常務・本部長以外)	専任	400,000
	兼任	20,000

別表4 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

(単位：円)

	日額
・理事会等会議への出席等、法人・施設業務のための出勤	33,411

(2) 監事

(単位：円)

	日額
・理事会、評議員会等会議への出席等、法人・施設業務のための出勤	33,411
・監事監査等への出席	55,685